

愛知学院大学課外活動に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学における課外活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(課外活動の定義)

第2条 課外活動とは、授業科目以外の活動であり、人間形成のための正課を補充する教育の一環である。

(団体の設立)

第3条 本学学生（大学院生を除く。）が学内において団体を結成し、学生自らが主体性を持って課外活動を行うときは、学生責任者が「学生団体設立願」に「会則」と「部員名簿」を添えて、毎年4月末日（秋学期より新たに活動を行う場合に当たっては、9月末日）に学生部長に提出し、学生委員会の承認を得なければならない。

2 前項の団体（以下、学生団体という。）の設立時の条件については次の事項とする。

- (1) 明確な活動目的を有し、各キャンパス内において、他に類をみない独自の活動目的であること。
- (2) 学生団体構成員（以下「部員」という。）は本学学生のみで構成され、5名以上登録していること。
- (3) 学生団体には、必ず本学学生責任者を置くこと。
- (4) 学生団体には、本学専任教員の中から、文化部においては顧問、運動部においては部長を置くこと。

3 会則には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 運営組織
- (4) 学生責任者
- (5) 構成員
- (6) 部費
- (7) 活動内容
- (8) 改廃

(学生団体の種類)

第4条 本学が公認する学生団体は次の4種とする。

- (1) 準同好会
- (2) 同好会
- (3) 準クラブ
- (4) クラブ

2 前条により設立が承認された学生団体は準同好会とし、同好会、準クラブ、クラブに順次昇格する。

(学生団体の昇格)

第5条 学生団体が昇格する場合は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 一定の活動期間があること。

イ 同好会へ昇格する場合は準同好会として1年以上

ロ 準クラブへ昇格する場合は同好会として5年以上

ハ クラブへ昇格する場合は準クラブとして5年以上

(2) 昇格にふさわしい十分な活動実績があること。

(3) 第3条の設立条件を満たしていること。ただし、部員については10名以上登録していること。

2 昇格の願い出に当たっては、次の書類を前年度の3月末日までに学生部長に提出し、学生委員会の承認を得なければならない。

- (1) 会則
- (2) 願い出時の部員名簿

- (3) 次に定める期間の活動実績を記載した書類
- イ 準同好会にあつては、過去 1 年
 - ロ 同好会および準クラブあつては、過去 3 年

(クラブハウスの使用)

第 6 条 クラブハウスを使用できる学生団体は、同好会以上とする。

- 2 学生団体が使用するクラブハウスについては、別に定める。

(団体の継続)

第 7 条 学生団体が当該団体を継続しようとするときは、毎年度初めに「課外活動継続願」を顧問・部長の承認を得て、学生部長に提出しなければならない。

(部員の登録)

第 8 条 部員の登録は、毎年度初めに学生課へ「部員名簿」を提出し、登録後に部員の変更があった場合は、速やかに学生部長に「部員変更届」を提出しなければならない。

- 2 学生責任者に変更があった場合には、新任の学生責任者から速やかに「部員役職変更届」を学生部長に提出しなければならない。

(活動に関する届け)

第 9 条 学生団体または部員が学内外において課外活動を行う場合には「クラブ活動申請書」に記入し、活動の 7 日前までに学生部長に提出しなければならない。

- 2 前項の活動が終了した場合、その終了後 7 日以内に「クラブ活動報告書」を学生部長に提出しなければならない。

- 3 学生団体または部員が海外において課外活動を行なう場合については、別に定める。

(休部)

第 10 条 学生団体が部員の減少等により活動を休止する場合は「休部届」を学生部長に提出しなければならない。

(廃部)

第 11 条 学生団体が事情により廃部する場合は「廃部届」を学生部長に提出しなければならない。

- 2 次の各号に定めるものについては学生部長が当該学生団体について廃部の措置をとることができる。

- (1) 休部期間が 2 年を超えた場合
- (2) 第 7 条の「課外活動継続願」の提出がない場合

(活動再開)

第 12 条 休部していた学生団体が活動を再開する場合の願い出にあたっては、次に掲げる書類を今年度の 3 月末日までに学生部長に提出し、学生委員会の承認を得なければならない。

- (1) 「クラブ活動再開願」
 - (2) 「会則」
 - (3) 「部員名簿」
- 2 休部していた団体が活動を再開する場合は、第 3 条 2 項の学生団体の設立条件を満たさなければならない。

(顧問・部長)

第 13 条 顧問・部長は本学専任教員の中から学長が委嘱する。

- 2 学生団体に副顧問・副部長を置くことができる。副顧問・副部長は本学専任教職員の中から学長が委嘱する。

- 3 顧問・部長を変更する場合は「顧問部長変更届」を学生部長に提出しなければならない。

- 4 副顧問・副部長が変更する場合は「副顧問副部長変更届」を学生部長に提出しなければならない。

- 5 顧問・部長に事故のあるとき、または顧問・部長が欠けたときは、臨時に副部長・副顧問が顧問・部長の職務を行う。副顧問・副部長が不在の場合は、学生部長が顧問・部長の職務を行う。

(団体名の変更)

- 第 14 条 学生団体の団体名を変更する場合は「学生団体名変更届」を学生部長に提出しなければならない。

(会則の変更)

- 第 15 条 学生団体の会則を変更した場合は、速やかに変更後の会則を学生部長に提出しなければならない。

(学生団体の義務)

- 第 16 条 学生団体は本学の規程を遵守し、その指導に従わなければならない。

(損害賠償)

- 第 17 条 学生団体および部員が、故意または過失により本学の施設、設備および備品等を汚損または損傷した場合、その損害を賠償しなければならない。

- 2 本学は、事情により前項の賠償額を減免することができる。

(団体の降格・活動停止・解散)

- 第 18 条 学長は、学生団体および部員の活動が本学の建学の精神に反し、または学内・部内の秩序を乱し、本学の機能を阻害するおそれがあると認めたときは、学生団体の降格や活動停止もしくは解散、または部員の活動停止もしくは退部を命じることができる。

(決算の報告)

- 第 19 条 学生団体は収支状況の記録および整理をし、毎年 1 回以上の決算報告書を作成しなければならない。

- 2 前項の決算報告書は、顧問・部長の承認を経て学生部長に提出しなければならない。

(助成金の配分)

- 第 20 条 学生団体への助成金の配分については、準クラブ以上に割り当てる。

- 2 助成金の配分については、別に定める。

(事務担当)

- 第 21 条 本規程に関する事務は、日進キャンパスにおいては学生部学生課、名城公園キャンパスにおいては名城公園キャンパス事務室、歯学部においては歯学部事務室、薬学部においては薬学部事務室、短期大学部においては短期大学部事務室において行い、取扱いは学生部学生課が集約する。

(改廃)

- 第 22 条 本規程の改廃は学生委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 26 日より施行し、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。なお、愛知学院大学学生団体に関する内規は本規程の施行をもって廃止する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。